

新型コロナウイルス感染防止のための外部受入等の考え方（職員周知）

5月25日に全国全てで緊急事態宣言解除の政府発表がありました
が、新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではなく、感染防止の取
り組み今後も継続することから、外部からの人の受入に関する基本的な考
え方を次の通りとする。

- 1 ここでは外部からの人の受入とは、新採用職員、新利用契約者、
実習を行う学生、支援学校等の実習者、ボランティアなどをいう。
- 2 受け入れ開始の際に確認する事項を次の通りとする。
 - ① 37.5℃以上の発熱がないこと。
 - ② 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風
邪の諸症状が一切ないこと。
 - ③ 直近の1週間以内に人口10万人当たり0.5人以上の感染者が
確認されている市区町村を訪問していないこと。
訪問場所が不特定多数の集合でクラスター発生の危険性がある
場所（集会やイベントなど）を訪問していないこと。
 - ④ 家族、友人、及び身近な人で上記①～③に当てはまる人と14
日間以内に接触がないこと。
- 3 2の①②に抵触した場合には、その症状がなくなった日から14日
間以上経過した段階で再度確認する。
- 4 2の③に抵触した場合には、訪問した日から14日間以上経過した
段階で再度確認する。
- 5 2の④に抵触した場合には、その者との接触した日から14日間以
上経過した段階で再度確認する。

2020. 6. 1
社会福祉法人育成会